

7 「三重県権限移譲推進方針」の改定について

現行の「三重県権限移譲推進方針」は、県から市町への権限移譲を一層推進するための方針として平成17年度に策定されました。

当方針は策定から約6年が経過し、さらに国の地方分権改革にも進展がみられることから、これらの状況も踏まえて改定を行うこととしました。

改定を行うにあたり、これまで市町とともに検討を進めてきた結果を基に、今回、パッケージ案を含めた具体的な改正内容を整理し、市町・県民の皆さんからの意見もいただいたうえで、改定案をとりまとめました。

1 「三重県権限移譲推進方針」(改定版)(案)の概要

(1) 方針改定の趣旨

- ・市町村合併の進展に伴う基礎自治体の広域化・体制整備が進展
- ・国の地方分権改革による県から市町への法定権限移譲が実施予定
- ・これらの状況を踏まえ、今後、効果的な権限移譲を一層推進するため、方針を改定

(2) 権限移譲推進の基本的考え方

(県と市町の役割分担のあり方)

「補完性の原則」を基本とする

(権限移譲のあり方)

住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的とする

(権限移譲推進の5原則)

- ①住民の利便性向上の原則
- ②市町優先の原則(市町の意向を尊重)
- ③権限・財源の一体移譲の原則
- ④事務処理体制適正化の原則(市町の適切な事務処理体制の確保)
- ⑤公正・透明性の確保の原則

(3) 権限移譲の方法

① 包括的権限移譲

市町の自主性の向上につながる“包括的権限移譲”(関連する一連の事務をパッケージにして移譲する方法)を基本に推進

② 個別権限移譲

その他、包括的権限移譲によらない場合には、個別の事務を移譲

(4) 権限移譲に伴う支援等

① 権限移譲に伴う財政措置及び支援

- ・移譲市町に対しては、地方財政法に基づき適切な財政措置を実施

・包括的権限移譲については、上記の財政措置に加え、一定期間、財政支援を実施することができるものとする

② 権限移譲に伴う人的支援

必要に応じて県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより支援

(5) 権限移譲にかかる手続き等

権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により実施

(6) 推進期間

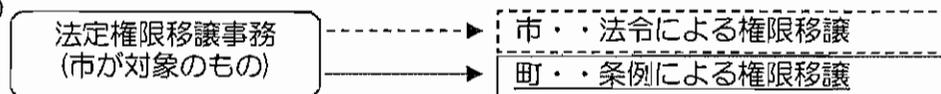
平成 23 年度から平成 28 年度まで

2 改定のポイント

(1) 法定権限移譲を踏まえた条例による権限移譲の推進

① 法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲

(例)



② 法定権限移譲事務に関連する事務を移譲

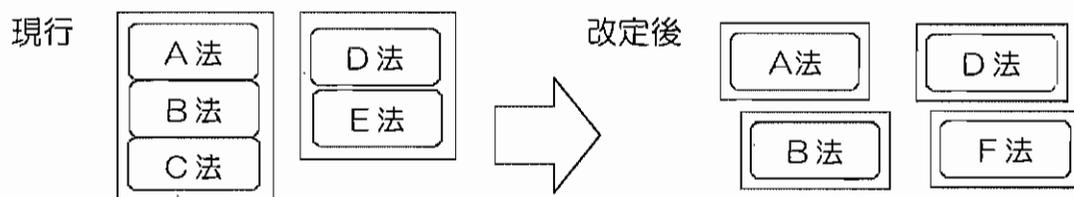
(例)



※法定権限移譲事務について、県内市町間での実施のバラつきが少なくなり、また、法定権限移譲の効果がより高まることから、県民にとってわかりやすく、市町の主体性の向上にもつながります。

(2) 市町の意向を尊重した、さらなる権限移譲の推進

市町が選択しやすいパッケージ形態への見直し



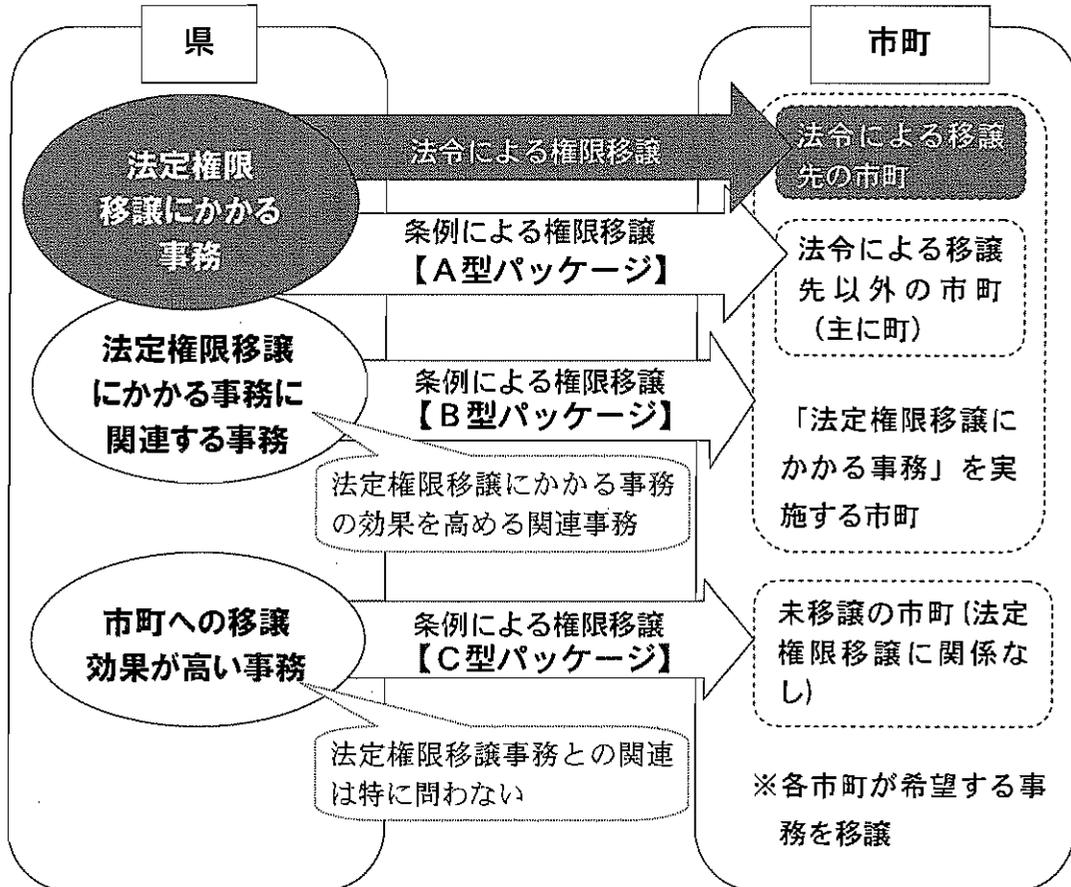
※ひとつのパッケージの構成を小さく、パッケージの数を多くすることで、市町は地域の実情や事務処理体制に応じ、パッケージの選択がしやすくなります。

(3) パッケージ (案) について

次の 3 種類のパッケージ (案) に再編

- A型：法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲を進めるパッケージ
- B型：法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ
- C型：その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

【イメージ図】



3 今後の予定

- 平成 23 年 12 月 ・「三重県権限移譲推進方針」の改定
- 24 年 1 月 ・方針に基づく、県と市町間での移譲協議の開始
- 2 月 ・県条例（三重県の事務処理の特例に関する条例）の改正案を県議会に提出
 - ※県と市町間で移譲協議の整った事務にかかる規定及び法定権限移譲の実施に伴う関係規定の整理

(以降、県と市町間で移譲協議の整った事務にかかる県条例の改正を実施。)

三重県権限移譲推進方針（改定版）（案）

1 方針改定の趣旨

本県では、平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、地方分権型社会の実現に向け、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を活用し、県から市町への権限移譲を進めています。

平成 17 年には「三重県権限移譲推進方針」を策定し、住民に身近な行政をできる限り基礎自治体で処理できるように、関連する一連の事務をパッケージにして移譲する“包括的権限移譲”を基本に、より一層の権限移譲の推進を図ってまいりました。

これ以降、県内でも市町村合併が進み、基礎自治体の広域化、行政体制の整備が図られ、さらに国における地方分権改革の進展により、都道府県から基礎自治体への法令による権限移譲（法定権限移譲）が実施されることとなりました。

これからの市町は、これまで以上に自主性・自立性を高め、住民サービスの向上や地域課題の解決に主体的に取り組んでいくことが求められています。

今回、こうした状況の変化を踏まえて「三重県権限移譲推進方針」を見直し、県民・市町・県にとって効果の高い権限移譲をより一層推進していくこととします。

2 権限移譲推進の基本的考え方 （県と市町の役割分担のあり方）

現在、進められている国の地方分権改革においては、国と地方の役割分担を「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、中でも、住民により身近な基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付けています。

このように地方行政を取り巻く環境が変化する中で、県と市町の役割分担についても、「補完性の原則」を踏まえたうえで、市町は地域の実情に応じて、より適切な行政サービスを提供し、県は必要とされる専門性を高めるなどして、市町の実情に応じて支援し、互いに対等・協力の関係のもと、より一層の連携を強化していくことが必要です。

（権限移譲のあり方）

権限移譲は、このような役割分担に関する基本的な認識に立ちながら、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的に、県と市町双方の行政の質の向上に寄与するものでなければなりません。

また、県は、権限移譲が円滑に行われ、移譲後、市町において適切に事務が処理されるよう配慮しなければなりません。

(権限移譲推進の5原則)

県は、以上のような考え方にに基づき、次の5原則により権限移譲を推進します。

①住民の利便性向上の原則

市町との役割分担をふまえ、住民の利便性向上に資するような権限移譲を行います。

②市町優先の原則

市町において、より自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能な限り包括的に権限移譲を進めることとします。

ただし、具体的に権限移譲を行う項目については、地域の実情を踏まえ、市町の意向を尊重して決定することとします。

③権限・財源の一体移譲の原則

権限移譲によって生じる事務処理が、市町に過度な財政負担を及ぼすことがないように、必要な財源を権限と一体で移譲します。

④事務処理体制適正化の原則

権限移譲を受ける市町の事務処理体制上必要があるときには、人的支援を行うとともに、県、市町の双方にとって効果的・効率的かつ適正な組織体制を構築します。

⑤公正・透明性の確保の原則

権限移譲にかかる県と市町の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きにより、公正で透明な手順で行います。

3 権限移譲の方法

権限移譲は、次の方法によって行うものとします。

(1) 包括的権限移譲

権限移譲は、住民の利便性の向上や、市町における自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が可能となるよう、関連する一連の事務をまとめて移譲する“包括的権限移譲”を基本として進めることとします。

“包括的権限移譲”は、次の内容でパッケージ化したもの（別表）をもとに、移譲を推進します。

①A型：法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲を進めるパッケージ

平成23年8月30日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）及びこの関係政省令により、県内の一部市町に権限移譲される事務（法定権限移譲事務）をパッケージにして、法で規定された移譲先以外の市町に移譲を進めます。

②B型：法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ

法定権限移譲事務に関連し、法定権限移譲の効果をより高めることとなる事務をパッケージにして、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めます。

③C型：その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

法定権限移譲との関連がない場合であっても、市町において処理することで、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上、業務の効率化等、権限移譲による効果が高い事務をパッケージにして、これまで未移譲の市町に移譲を進めます。

(2) 個別権限移譲

包括的権限移譲によらない場合で、住民の利便性や業務の効率化等の面から権限移譲を行うときは、法令等に定めのある必要な項目を個別に移譲します。

4 権限移譲に伴う支援等

市町の権限移譲にあたって、県は次の支援等を行うものとします。

(1) 権限移譲に伴う財政措置及び支援

権限移譲の際には、地方財政法第28条第1項の規定に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に行います。

特に、包括的権限移譲については、専門性が高く、市町の事務負担も一時的に大きくなることから、上記の財政措置に加え、一定期間を限って財政支援を行うことができるものとします。

(2) 権限移譲に伴う人的支援

権限移譲にあたり、市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるように、必要に応じて県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより人的支援を行うものとします。

なお、支援の内容については、移譲事務の処理にあたって求められる専門性の程度や県、市町の事務処理体制の状況等をふまえ、双方が協議のうえ決定するものとします。

5 権限移譲にかかる手続き等

権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により行います。

6 推進期間

この方針に基づく推進期間は、平成23年度から平成28年度までとします。

7 その他

以上に定めのあるもののほか、この方針に基づく権限移譲の実施に関し必要な事項は別に定めます。

包括的権限移譲パッケージ（案）一覧

（参考）

番号	分類	法令名	事務の概要	県担当部局
1	A-2-1	A型 ガス事業法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
2	A-2-2	A型 電気用品安全法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
3	A-2-3	A型 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(A型:販売事業者への指導)パッケージ	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
4	A-3-1	A型 家庭用品品質表示法(A型:販売業者への指導)パッケージ	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	生活・文化部
5	A-3-2	A型 消費生活用製品安全法(A型:販売事業者等への指導)パッケージ	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	生活・文化部
6	A-3-3	A型 社会福祉法(A型:隣保事業の届出受理)パッケージ	第二種社会福祉事業の届出受理等（隣保事業）	生活・文化部
7	A-4-1	A型 墓地、埋葬等に関する法律(A型:経営許可等)パッケージ	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	健康福祉部
8	A-4-2	A型 社会福祉法(A型:法人定款認可等)パッケージ	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	健康福祉部
9	A-5-1	A型 水道法(A型:専用水道にかかる給水開始の届出受理等)パッケージ	専用水道の給水開始の届出受理等	環境森林部
10	A-5-2	A型 水道法(A型:簡易専用水道にかかる指導・命令)パッケージ	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査	環境森林部
11	A-5-3	A型 騒音規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	環境森林部
12	A-5-4	A型 悪臭防止法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境森林部
13	A-5-5	A型 振動規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境森林部
14	A-5-6	A型 環境基本法(A型:規制地域の類型指定)パッケージ	騒音に係る環境基準の地域類型の指定（航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く）	環境森林部
15	A-6-1	A型 工場立地法(A型:特定工場新設等の届出受理等)パッケージ	緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設等の届出受理、変更命令等	農水商工部
16	A-7-1	A型 土地区画整理法(A型:建築行為の許可等)パッケージ	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	県土整備部
17	A-7-2	A型 都市計画法(都市計画施設等の区域内の建築等の許可)パッケージ	都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	県土整備部
18	A-7-3	A型 公有地の拡大の推進に関する法律(A型:土地の譲渡等)パッケージ	土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの届出受理、協議を行う団体の決定等	県土整備部
19	A-7-4	A型 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(A型:立替事業の認可等)パッケージ	マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	県土整備部
20	B-1-1	B型 地方自治法(B型:あらたに生じた土地にかかる告示)パッケージ	あらたに生じた土地にかかる事務	政策部
21	B-5-1	B型 小規模水道条例(B型:小規模水道の布設および管理)パッケージ	小規模水道にかかる布設工事確認、報告徴収、立入検査等の事務	環境森林部
22	B-5-2	B型 三重県生活環境の保全に関する条例(B型:一般粉じんに係る指定施設の設置届出受理等)パッケージ	粉じんに係る指定施設の届出についての審査及び指導等	環境森林部
23	C-3-1	C型 旅券法(C型:旅券の交付)パッケージ	旅券法に基づく旅券の発給に関する申請の受理、旅券の交付、還付	生活・文化部
24	C-6-1	C型 農地法(C型:農地転用の許可)パッケージ	農地転用許可、移動の通知、開発行為の許可、監督処分	農水商工部
25	C-6-2	C型 農地法(C型:農地転用の協議)パッケージ	農地転用等の協議	農水商工部
26	C-7-1	C型 都市計画法(C型:開発許可)パッケージ	開発許可にかかる事務	県土整備部
27	C-7-2	C型 景観法(C型:景観行政団体)パッケージ	景観行政事務の処理	県土整備部
28	C-7-3	C型 屋外広告物条例(C型:屋外広告物の許可事務等)パッケージ	屋外広告物の表示にかかる許可事務等	県土整備部

※番号の説明

各番号の左の記号はパッケージの型、中の数字はパッケージ所管の県の担当部局別の割当て数字、右の数字は型別・県担当部局別の通し番号

8 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の今後の運営について

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の概要

(1) 設立の背景・趣旨

- ① 平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させることとする」と県の役割が規定されています。
- ② 県では、同条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立しました。

※協議会の目的

⇒ 県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指す

(2) これまでの取組

協議会では、県全体に関する課題については「全県会議」、地域における課題については「地域会議」で検討することとし、各会議には、知事・各市町長が出席する「総会」及び「トップ会議」、担当部課長による「調整会議」、各担当者による「検討会議」の三層の会議を設けて、地域づくりの課題解決に向けた取組を進めています。（別紙「仕組み」図を参照）

なお、協議会の取組状況については、毎年度、「地域づくり実施状況報告書」としてとりまとめ、公表しています。

2 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の運営等の見直しについて

(1) 見直しの経緯

協議会は、設立してから一定の期間（約3年）が経過したことから、これまでの協議会の運営等について、県内全市町を対象としたアンケート調査を行いました。今後は、より効果的で有意義な地域課題の解決に向けた議論の場となるよう、協議会の運営等の見直しについて協議を進めます。

なお、見直しの際には、本年度、協議会とは別の取組としてきた「知事と市町長との1対1対談」との関係の整理についても併せて検討していきます。

(2) アンケート結果の概要

ア 協議会の仕組みについて

5市町で改善を求める意見があるものの、23市町が「現状のままでよい」と回答しています。

イ 総会の運営について

9市町で「現状のままでよい」と回答していますが、18市町が「改善すべき」

と回答しています。主な意見としては、「協議テーマを明確にすべき」「意見交換の時間確保が不十分」「セミナーや報告事項が多い」などとなっています。

ウ トップ会議の運営について

17市町が「現状のままでよい」と回答していますが、11市町が「改善すべき」と回答しています。主な意見としては、「運営方法が形式的である」「協議テーマは地域課題に限定すべき」などとなっています。

エ 1対1対談との関係について

25市町で開催の要望があるとともに、12市町が「協議会の仕組みに入れて開催」と回答しています。主な意見としては、「1対1対談との併設を望む」「協議テーマを明確に区分した運営をすべき」などとなっています。

3 今後の取組方針

アンケート結果等をもとに、今後、次の方向性（案）のもと、市町と協議・調整を行っていきます。

【今後の方向性（案）】

- 協議会の仕組みは、現行の仕組みを維持していくこととし、各会議の運営内容については、それぞれ見直しを行います。
- 総会は、全県的な課題を議論する場として開催することとし、運営内容の見直しを行います。
- トップ会議は、これまで開催してきた地域別集団形式による会議の開催に加え、本年度から始めた「知事と市町長との1対1対談」も位置づけて開催していくとともに、運営内容の見直しを行います。

※平成24年度以降における協議会の知事と市町長との協議の場は、次の3種類となります。

- ①トップ会議（1対1対談形式） ⇒ 市町固有の具体的な課題を議論する場
- ②トップ会議（地域別集団形式） ⇒ 地域共通の課題を議論する場
- ③総会 ⇒ 全県的な課題を議論する場

4 今後のスケジュール

平成24年2月	協議会（全県会議）の調整会議において協議、調整
2月	協議会（全県会議）の総会において協議
3月	県議会政策総務常任委員会で報告

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の運営等の見直しについて

協議会の位置づけと仕組み

- 平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」第4条において、「県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。」と県の役割が規定された。
- 同条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を市長会、町村会との共管で設立した。
※協議会の目的: 県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指す
- 協議会では、県全体に関する課題は「全県会議」、地域における課題は「地域会議」で検討することとし、各会議には、それぞれ知事・各市町長等が出席する「総会」と「トップ会議」、担当部課長による「調整会議」、担当者による「検討会議」の三層の会議を県と市町との協議の場として設置している。

協議会のあり方検証と今後の方向性(案)

★見直しの経緯

- 設立してから、一定の期間(約3年)が経過
- これまでの運営等を検証するため、全市町を対象としてアンケート調査を実施
- 協議会とは別の取組として実施した1対1対談と協議会との関係を整理

★主な調査結果

- 協議会の仕組み ⇒ 23市町が現状の仕組みを支持。
- 総会の運営 ⇒ 18市町が改善を要望
【主な意見】
 - ・協議テーマを明確にすべき
 - ・意見交換の時間確保が不十分
 - ・セミナーや報告事項が多い
- トップ会議の運営 ⇒ 11市町が改善を要望
【主な意見】
 - ・運営方法が形式的
 - ・協議テーマは地域課題に限定すべき
- 1対1対談との関係 ⇒ 25市町で開催要望があり、かつ、12市町が協議会に位置づけることも要望
【主な意見】
 - ・1対1対談との併設を望む
 - ・協議テーマを明確に区分して運営すべき

★今後の協議会の方向性(案)

- 協議会の仕組みは、現行体制を維持。但し、各会議の運営内容は、それぞれ見直す
- 総会は、全県的な課題を議論する場として、運営内容を見直す。(協議テーマの設定、意見交換の時間を拡大、セミナーの廃止等)
- トップ会議は、1対1対談を協議会の仕組みに加え、知事と市町長との議論の場の拡充を図るとともに、運営内容を見直す。(知事との一問一答形式の見直し、全県議題の廃止等)

★知事と市町長との協議の場(3ステージ)

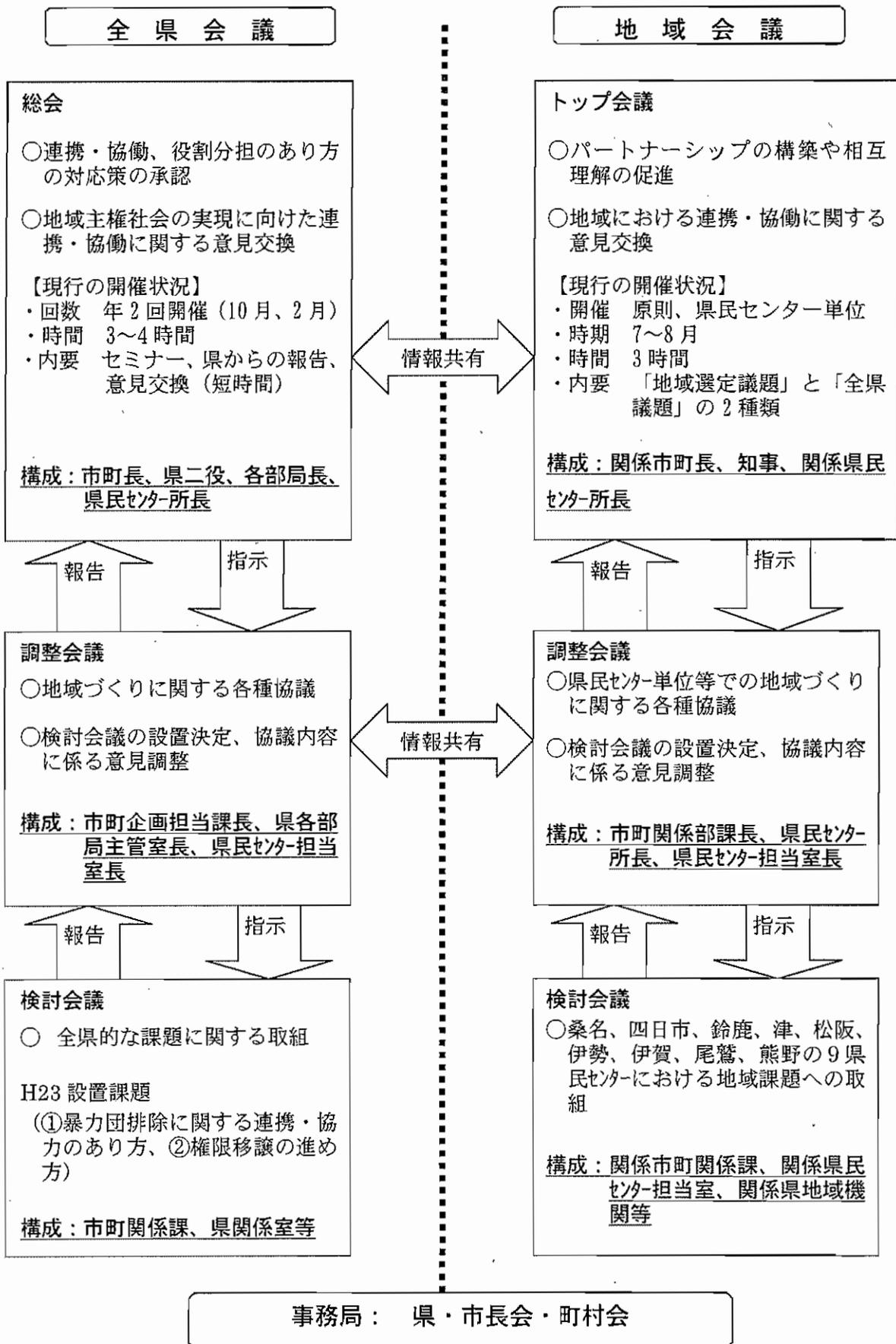
- ① トップ会議(1対1対談形式) “新設”
⇒ 市町固有の具体的課題
- ② トップ会議(地域別集団形式)
⇒ 地域共通の課題
- ③ 総会 ⇒ 全県的な課題

地域づくりの課題解決に向けた基盤の強化を図る

今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 平成24年2月 | 全県会議の調整会議において、各市町からの意見を反映した「今後の協議会の運営等について(案)」を提示して協議・調整 |
| 2月 | 総会において、調整会議での意見を反映した「今後の協議会の運営等について(案)」を提示して協議 |
| 3月 | 県議会常任委員会に「今後の協議会の運営等について」を報告 |

現行の「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



9 採択された請願、陳情の処理状況について

政策部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成 21 年 第 2 回定例会	請願 第 52 号	<p>離島架橋の早期実現について</p> <p>(要 旨)</p> <p>離島架橋の推進を更に積極的に図るとともに、特に、答志島架橋については、早期に実現されるよう請願する。</p>	<p>離島架橋をはじめとする離島地域の振興について協議・検討する場として、平成 21 年 11 月 16 日、県及び鳥羽市、志摩市で構成する「離島振興担当課長会議」を設置しました。</p> <p>同会議では、全国的な事例を踏まえ、離島架橋の現状等について情報収集及び意見交換を行っており、平成 22 年度は、離島架橋が整備された地域を対象にアンケート調査を実施し、平成 23 年度は、前年度のアンケート調査のフォローアップとして、現地調査を進めているところです。</p> <p>今後も、引き続き、同会議において、離島架橋をはじめとする離島振興の諸課題について、協議・検討を行っていきます。</p>

10 東紀州地域の観光面での復興について

1 現状

(1) 観光客の入込状況

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史、風土の中で、平成16年7月の「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録や最近の聖地ブーム等により注目を集めており、高速道路の延伸による関西圏・中京圏からのアクセス向上等の効果もあって、平成22年には、東紀州地域の観光入込客数は約161万人、熊野古道来訪者数は約28万人となりました。

しかしながら、9月の台風12号等の影響により、東紀州観光まちづくり公社を通して熊野古道語り部の依頼があったツアー客数は、昨年度と比較して、10月は21%減、11月は60%減、里創人熊野倶楽部の宿泊客数は、同じく10月は59%減、11月は49%減となるなど、地域内の主な宿泊施設や道の駅等においても厳しい状況にあります。

なお、熊野古道センターの平成23年度の来館者数は、11月末現在で、昨年度と比較して、7%減となっています。

(2) 風評被害への対応

熊野古道に関する通行不可といったイメージの払拭をはかるため、熊野古道伊勢路の正確な通行状況等について、三重県や東紀州観光まちづくり公社のホームページにおいて発信するとともに、三重県観光連盟や東紀州観光まちづくり公社等と連携し、名古屋や大阪での物産展や観光展など、さまざまな機会を捉えて情報発信しています。また、三重県観光連盟においても、ホームページ、新聞広告及びラジオ放送による情報発信を行っていただきました。

(3) 観光復興に向けた取組

東紀州地域の観光面での復興をはかるため、11月5日には、伝承をテーマに、波田須の道や徐福の宮などを巡るウォーキングイベントを開催しました。

また、11月7日～8日には、紀宝町浅里地区での清掃ボランティアと合わせた三反帆熊野川体感ツアーが、11月20日には「^{うま}美し国おこし・三重」のソーシャルレジャーイベントとして、松本峠沿いのピオトープ清掃と木本まちなかウォークが行われたほか、11月24日には、日本旅行業協会（JATA）中部支部による馬越峠の保全ツアーが行われました。

さらに、里創人熊野倶楽部では、宿泊者向けに熊野古道体験ツアー無料化などのキャンペーンを実施しました。また、12月1日からは、地元商店街等と連携し、割引サービスやプレゼントなどの特典がある「電動アシスト付レンタサイクル事業（ちゃりお）」を行っており、宿泊者には、オープニングキャンペーンとして、1か月間無料で提供しています。

このほか、東京、大阪及び名古屋などの旅行エージェントに対し、里創人熊野倶楽部と一体となって、復興に向けたツアーセールスや宿泊誘致を行いました。

2 課題

今後も引き続き、風評被害を防止するとともに観光面での復興に向けて、5市町等多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点施設である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、東紀州地域への集客交流の取組を一層進める必要があります。

3 今後の取組

県、5市町、東紀州観光まちづくり公社等で構成する東紀州地域観光圏協議会では、2月中旬に熊野古道センターを会場として、「東紀州ご当地グルメ大会」を開催するとともに、旅行雑誌社を対象として、復興の狼煙を目途とした三反帆乗船体験に同グルメ大会を組み入れたツアーを実施する予定です。また、「伊勢から熊野へ」をテーマとしたモデルツアーを実施することとしています。

さらに、東紀州観光まちづくり公社では、地域のおいしいスイーツを掲載した土産物マップを発行し、消費拡大につなげるとともに、東京や名古屋での「みえ熊野学」文化講座を通じた現地ツアーを行います。

また、里創人熊野倶楽部では、引き続き、「プチ贅沢プラン」や「冬季謝恩プラン」など魅力的な宿泊プランを設定するとともに、地元と一体となった交流イベント「いろは展」を行う予定です。

加えて、熊野古道センターでは、12月23日から来年2月にかけて、開館5周年記念企画展「世界遺産を歩く～サンティアゴ・デ・コンポステーラへの道～」を開催し、シンポジウムやコンサート等の記念行事も併せて実施します。

今後も引き続き、旅行エージェントへの訪問を継続して行い、東紀州地域の復興に向けたツアーの誘致等を里創人熊野倶楽部と一体となって行うとともに、熊野古道をはじめとした正確な観光情報や地域の魅力を発信し、東紀州地域への誘客をはかっていきます。

伊勢と熊野を結ぶ道

熊野古道伊勢路 歩けます！

※横垣峠を除きます



馬越峠



三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室

伊勢路マップはこちらから！

雨にも負けず

風にも負けない

熊野古道



熊野古道伊勢路の状況

(平成 23 年 11 月 30 日現在)

・世界遺産に登録されている峠・街道 (16 峠・1 街道)

峠名	通行	備考	峠名	通行	備考
荷坂峠	○	注意箇所あるが通行可	二木島峠	○	
ツツラト峠	○	一部倒木やフェンスの倒れあるが通行可	逢神坂峠	○	
三浦峠 (熊ヶ谷道)	○		波田須の道	○	
始神峠	○		大吹峠	○	
馬越峠	○		観音道	○	
八鬼山越え	○		松本峠	○	
三木峠	○		横垣峠	×	阪本側降り口付近で崩落箇所があり通行不可
羽後峠	△	一部農道に迂回し通行可	風伝峠	△	御浜町側登り口～峠の折り返しで通行可能。熊野市側降り口付近は倒木及び崩落箇所があり通行不可
曾根次郎坂・太郎坂	○		本宮道	△	アクセス道路一部通行止め
七里御浜 〔浜街道〕	○		○：通行可能 △：一部通行可能 ×：通行不可		

・諸条件が整わず世界遺産に登録されていない峠・街道

峠名	通行	備考	峠名	通行	備考
一石峠 平方峠	○	三浦峠との間に位置するサボ鼻水平道は東屋倒壊により通行不可のため、一部R42に迂回する必要有り	通り峠	○	
			川端 (川丈) 街道	×	河川氾濫によりルート消失

※お出かけの際は、事前に現地の最新情報をご確認ください。

＜問い合わせ先＞ 三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室

電話：059-224-2192

■アクセス情報

○JR紀勢本線

台風12号の影響に伴い、新宮駅～紀伊勝浦駅間で運転を見合わせていた、特急ワイドビュー南紀1号・3号・4号・5号・6号・8号は、平成23年12月3日(土)から所定ダイヤで運転を再開します。

また、新宮駅でワイドビュー南紀号に接続していたJR西日本による代行バス輸送は平成23年12月2日(金)に終了します。

○熊野古道シャトルバス<事前予約制(前日17:00までに)>

・名古屋駅前 8:00 発～熊野市駅前 12:35 着 ・熊野市駅前 15:35 発～名古屋駅

申込先(観光販売システムズ): 電話 052-561-5100



■主要観光施設の情報

名称	場所	状況	備考	電話
三重県立熊野古道センター	尾鷲市	○	営業中	0597-25-2666
夢古道おわせ	尾鷲市	○	営業中	0597-22-1124
花の窟 <small>世界遺産</small>	熊野市	○	営業中	
鬼ヶ城 <small>世界遺産</small>	熊野市	○	営業中	
さぎりの里	熊野市	○	営業中	05979-4-1414
湯ノ口温泉(トロッコ含む)	熊野市	○	営業中	0597-97-1126
三反帆体験	熊野市	×		0735-21-0314(熊野川体感塾)

■道の駅の情報

名称	場所	状況	備考	電話
道の駅 紀伊長島マンボウ	紀北町	○	営業中	0597-47-5444
道の駅 海山	紀北町	○	営業中	0597-32-1661
道の駅 熊野きのくに	熊野市	○	営業中	0597-84-1192
道の駅 パーク七里御浜	御浜町	○	営業中	05979-2-3600
道の駅 紀宝町ウミガメ公園	紀宝町	○	営業中	0735-33-0300

■主な宿泊施設の情報

名称	場所	状況	備考	電話
季の座	紀北町	○	営業中	05974-6-2111
かんぼの宿 熊野	熊野市	○	営業中	0597-89-4411
里創人 熊野倶楽部	熊野市	○	営業中	0597-88-2045
瀧流荘	熊野市	○	営業中	05979-7-1180
ビジネスホテル河上	熊野市	○	営業中	0597-85-4000
ホテルなみ	熊野市	○	営業中	0597-88-1800



発行元

三重県政策部東紀州対策局東紀州対策室

電話: 059-224-2192

紀南中核的交流施設 里創人熊野倶楽部（リゾートくまのくらぶ）で、電動アシスト付レンタサイクル事業（チャリオ）が開始されました

概要

12月1日から、里創人熊野倶楽部（熊野市久生屋町）において、世界遺産の地である熊野をより快適にお楽しみいただけるよう、施設利用者に対し電動アシスト付自転車のレンタルサービスが開始されました。

<設置台数>

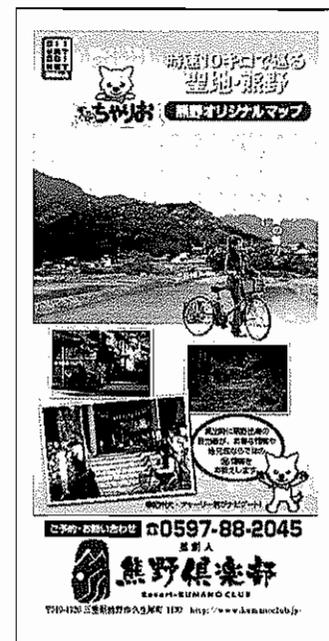
11台

<サービス内容>

- ・1日：(9:00~17:00) 2,000円
- ・半日：(4H) 1,500円

<特典>

- ・チャリオモデルコースマップの配布
熊野市内の世界遺産等を立ち寄りスポットとしたモデルコースとその紹介が掲載されているマップを配布
- ・熊野オリジナルマップの配布
割引等のサービスが受けられる店舗の紹介と熊野市街地が掲載されているマップを配布



現地発表会

11月25日(金)に、里創人熊野倶楽部において、みえの国観光大使である萩美香さんをゲストに招いて、メディアを対象とした現地記者発表会が開催され敷地内で試乗も行われました。



オープニングキャンペーン

台風12号等の影響により、宿泊客が大幅に減少しています。

こうした風評被害を払拭するため、12月1日から29日までをオープニングキャンペーンとして、宿泊者に限り、無料で利用することができます。

11 「美し国おこし・三重」の取組について

1 新たな視点で取り組む「美し国おこし・三重」

「美し国おこし・三重」については、取組内容をリニューアルし、新たな視点で取り組んでいきます。そのため、別紙1の考え方に基づき、「美し国おこし・三重」基本計画を改定したいと考えています。

2 テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

(1) 平成 22、23 年度

「人と自然の“絆”づくり」を理念に、「海の命・森の命」をテーマとして、三重県全域に広がる自然の恵みを生かしながら、豊かな暮らしづくりをめざすテーマプロジェクトを展開しています。

今年度は、社会貢献活動に気軽に楽しいレジャー活動を組み合わせた「ソーシャルレジャー」や、社会貢献活動をとおして自身の課題を乗り越える力を高める「チャレンジキャンプ」などに取り組んでいます。(別紙2参照)

(2) 平成 23、24 年度

「人と地域の“絆”づくり」を理念に、「地域の誇り・地域の夢」をテーマとして、歴史・文化をとおして人々と地域のつながりを深め、地域の誇りを見つめ直し、豊かな地域社会づくりをめざすテーマプロジェクトを展開しています。

今年度は、地域にまつわる歴史や逸話・謂われなどの「物語」を切り口に地域資源の付加価値を高める「物語おこしプロジェクト」として5つの事業を実施しているところです。(別紙3参照)

(3) 平成 24、25 年度

平成 24 年度からの2年間は、「人と人の“絆”づくり」を理念に、「つむぐ想い・つながる心」をテーマとして取り組んでいくこととしています。

3 地域での美し国おこし

(1) 座談会等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」県民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会、説明会等を市町と調整の上、平成 23 年 4 月～11 月に 403 回開催しました。

(2) 拡大座談会の開催

平成 23 年度は、11 月までに県内 12 か所で開催し、延べ 650 人に参加いただきました。(別紙4参照)

(3) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成23年4月～11月に54グループ、延べ317グループに登録いただきました。

(4) サポートメニュー

① 人材育成研修

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、県・市町職員等を対象に、ファシリテーション研修を桑名、伊賀、尾鷲の3会場で39人に参加いただき、広報・情報発信研修を鈴鹿、松阪、熊野（台風の影響で開催地は尾鷲）の3会場で30人に参加いただき実施しました。

また、資金確保やさまざまな融資制度の活用方法などを学び、地域づくり活動の継続をめざす「マネジメント研修」を1月中旬から2月上旬にかけて、四日市会場と松阪会場の2カ所で開催する予定です。

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題を解決するため、パートナーグループの要請に基づき、プロデューサーと協議のうえ行う専門家派遣を、平成23年4月～11月に14件、29回（日）行いました。

③ 財政的支援の実施

パートナーグループの活動が自立・持続していくために必要な初期投資にかかる経費を、市町の考え方に沿って1回に限り市町とともに支援する財政的支援を、平成23年4月～11月に4件行いました。

4 「^{うま}美し国おこし・三重」成果発表・交流会の開催

パートナーグループの皆さんをはじめ、広く県民の皆さんに参加を呼びかけ、これまでの「^{うま}美し国おこし・三重」の取組やパートナーグループの活動の成果を発表し、相互の交流連携の促進や県内外へ情報発信するため、「^{うま}美し国おこし・三重」成果発表・交流会を次のとおり開催する予定です。

日時 平成24年3月3日（土）10：00～16：00

場所 津市 メッセウイング・みえ 展示ホールA・B・C他

5 地域づくり団体全国研修交流会三重大会の誘致

6年間の取組の成果を結集、披露、情報発信し、その後につなげる取組の一環として、地域づくり団体関係者や地域づくりに興味のある方、行政関係者を対象に、自主的・主体的な地域づくりの推進に資するための全国レベルの研修及び相互の情報交換等の場として、毎年開催されている「地域づくり団体全国研修交流会」の平成26年度の開催に向けて取組を進めていきます。

新たな視点で取り組む「^{うま}美し国おこし・三重」について

「^{うま}美し国おこし・三重」については、これまでにいただいたご意見や検証の結果、「みえ県民カビジョン（仮称）」の考え方に基づき、取組内容をリニューアルし、新たな視点で取り組んでいきます。そのため、次のように「^{うま}美し国おこし・三重」基本計画を改定したいと考えています。

1 取組の検証結果について

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組に対するご意見や「^{うま}美し国おこし・三重」評価委員会による評価などの検証の結果、次のような課題に対応していきます。

- コンセプトやめざす姿を伝えきれていない
 - ・ 取組の理念やめざす姿、進め方が分かりにくい
 - ・ パートナーグループとこの取組に参加する意義・目的が共有されていない
 - ・ 地域がどれだけ元気になったかなどのアウトカムの成果が必要である
- 県民の皆さんの参加・参画が少ない
 - ・ 県民の皆さんの参加・参画を促進する施策が少ない
 - ・ 県民の皆さんの地域に対するプライドが感じられない
- 広報力と認知度が不足している
 - ・ マスメディアの活用など、広報の強化が必要である
 - ・ 県民の皆さんの認知度が低い

2 基本計画の改定について

(1) 基本計画の改定理由

これまでの「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の検証結果と「みえ県民カビジョン（仮称）」の考え方に基づき修正を行います。

(2) 基本計画の改定内容

- ① 目的について改めて精査した結果、この取組がめざす姿を一部明示するなど、次のように変更します

（案）「特色ある地域資源を生かした自立・持続可能で元気な地域づくり」

「特色ある」	この地域では当たり前でも他の地域にはない、この地域ならではの発見・発掘したり、あらためて再認識する等
「地域資源」	自然環境、地域で生活する人、農産品、伝統工芸品、祭り等
「生かした」	加工する、連携する、協力する、情報発信する、販売する等
「自立・持続可能」	始める、経済的・組織的に立ち立っている、資源が循環している、おもいが継続している等
「元気な」	楽しい、落ち着く、安心・安全だ、ひとりでない、住み続けたい、世代交代できる等
「地域づくり」	地域をよりよくしようと考え、活動すること

- ② 「^{うま}美し国おこし・三重」のめざす地域の姿を次のように考え、基本計画に明示します。

【めざす地域の姿】

そこに住む人がその地域をよりよくするため、人と人、人と地域、人と自然の絆を深め、自らができることを考え実践することで、地域の生活の中で充実感を得、その地域に住み続けたいとすることができる地域。そして、地域の人々がそれらの活動に共感を覚えることで、地域のすべての人々がその地域に愛着・誇りを持つことができる地域。また、そこに訪れる人がそうした人たちの生活に理解・共感をするとともに、おもてなしの心などを体感することができる、また来たい、住んでみたいと思える地域。

そのような住む人も訪れる人も幸福を実感できる元気な三重の実現をめざします

- ③ 平成26(2014)年に実施する、6年間にわたる「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の成果を結集・披露し、情報発信するとともに、本取組終了後の県民の皆さんの地域づくり活動の継続化や、自立・持続可能な地域づくりの出発点となる場「プロジェクトXIV(仮称)」(従前の呼称：集大成イベント)の内容を明示します。
- ④ 「広報宣伝・活動促進」を「情報発信」に変更し、情報発信に注力する内容を明示し、パートナーグループのめざす姿や方向性を提示します。
- ⑤ 目的を変更し、めざす姿を明示することから、それに沿って目標指標を一部変更します。

3 改定の視点について

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組は、元気な地域づくりにつなげていく取組で、アクティブ・シチズンへの促進と県民力拡大の観点から次の2つの特徴を有しています。

○ 地域をよりよくしようとする活動に県民の皆さんが目ざめる“きっかけづくり”を行います

○ 地域をよりよくしようとする県民の皆さんの地域づくり活動をささえます

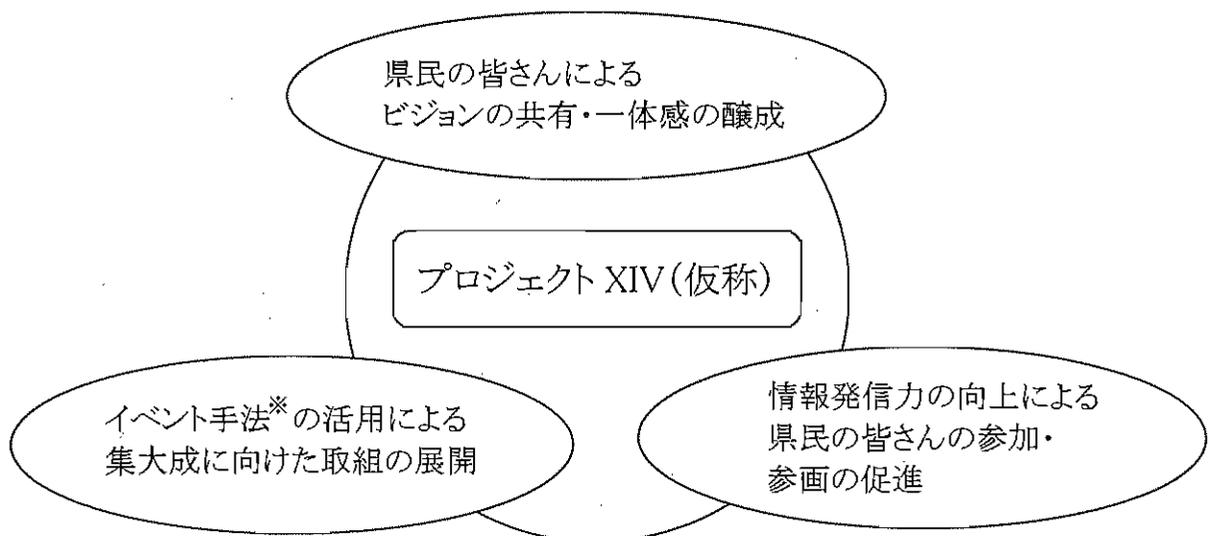
“絆”の重要性が見直されている時、さまざまな主体が連携して、地域に直接入り、県民の皆さんと向かい合っ、対話を通じて、県民の皆さんの活動を支援することにより、ともに“絆”づくりを進める「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の重要性はますます高まっています。

この取組の持つこれらの特徴や重要性を引き続き生かしながら、検証結果を踏まえ、県民の皆さんの参加を待つこれまでの「待ちの姿勢」から「県民の皆さんの参加・参画を積極的に促進する姿勢」へと方針を大きく転換し、次の3つの視点から「^{うま}美し国おこし・三重」基本計画の改定を行います。

- (1) 平成 26 (2014) 年の集大成の年の取組内容を明示し、本取組がめざす姿を県民の皆さんと共有し、取組の一体感を醸成していきます。
- (2) パートナーグループの地域づくり活動やテーマプロジェクトの情報発信力を高めて、それらの活動の自立・持続化に向けて支援するとともに、県民の皆さんの参加・参画を促進し、全県的な取組にしていきます。
- (3) 取組の一体感や情報発信力を高めるイベント手法を活用して、平成 26 (2014) 年、集大成の年の取組に向けて、展開していきます。

[改定の視点のイメージ]

平成 26 (2014) 年に「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の集大成として実施する「プロジェクト XIV (仮称)」を軸に、取組の全県への浸透・展開を図ります。



※ 企画から準備・ネットワーク化の過程、活動の発表、評価、その後の成果の継承にいたる一連のプロセスを「取組」ととらえ、イベントの持つ一体感を醸成し、ネットワーク化を進め、情報発信力を高める効果を活用して、事業を単独で若しくは連続して展開していくこと。

4 今後のスケジュール

平成 24 年 1 月	市町意見照会 「 ^{うま} 美し国おこし・三重」実行委員会委員意見照会
平成 24 年 2 月	県議会 2 月会議にて説明及び議案提案
平成 24 年 3 月 22 日	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」実行委員会第 11 回会議にて審議

◎テーマプロジェクト(チャレンジキャンプ、ココロとカラダの健康ツーリズム、ソーシャルレジャー)の進捗状況について

別紙2

◆自然の持つ新たな魅力の発見と創造プロジェクト(個別プロジェクト一覧)

三重の自然が持つ、癒し・健康・精神性等の新たな魅力を再発見・発掘し、集客・体験交流や旅行商品開発などの創造につなげていくことをめざして、「チャレンジキャンプ」及び「ココロとカラダの健康ツーリズム」の2つのプロジェクトについて、「新たな集客・体験交流プログラム」又は「新たな集客・体験交流プログラムを組み入れたモニターツアー」を、パートナーグループと共催で実施しています。

※チャレンジキャンプとは

県南部(松阪市以南)を対象に、地域ならではの自然や文化を学びつつ、荒れ田の復元や山林の下草刈りなどの地域のお困りごとを解決するなど、地域の期待にこたえる体験活動を通じて、参加者自身の課題を乗り越える力を高めてもらう新たな集客・体験交流プログラムと合宿・キャンプを組み合わせましたものです。

※ココロとカラダの健康ツーリズムとは

ココロとカラダの健康の維持・増進に資するためのツーリズムで、県内で実施するものです。

【平成23年11月30日現在】

種類	団体名 (PG:パートナーグループ)	実施市町	企画概要(「事業名」)	実施日(予定日)
チャレンジキャンプ	① 環境再生体験ツアーの会 【代表PG】 たき環境くらぶ“竹遊号” 【関連団体】 多気観光社(PG)	多気町	「学んで、体験する“里山整備”」 多気町だけでなく全国的な課題である里山再生について、竹林整備や里山再生の必要性に関するレクチャーを組み入れた合宿です。 (参加予定) 高校生以上 40人	H24年1月21日(土) ~22日(日) (1泊2日)
	② 【済】 社会貢献型合宿を広める会 【代表PG】 どんぐりの会 【関連団体等】 志摩市	志摩市	2011チャレンジキャンプ 社会貢献型合宿「あしたのちから」in志摩 高齢化が進む志摩市の離島「間崎島」において、空家の庭木の伐採や不法投棄ごみの片づけなど行う社会貢献型合宿を実施しました。 (参加) 関西大学体育会サッカー部153人 四日市南高校サッカー部38名	8月11日(木) ~13日(土) (2泊3日)
	③ 【済】 地域プロデュース集団 3side 【代表PG】 地域プロデュース集団 3side 【関連団体】 大自然本舗 えむてい 尾鷲三木里グリーンツーリズム推進会議	紀北町 尾鷲市	「東紀州の海山川の「くらし」をまるごと体験！ 親子でチャレンジキャンプ！！」 地場産業である備長炭の炭出し体験、尾鷲市三木里地区の休校での宿泊、三木里ビーチの海岸や休校の清掃活動を親子で行うチャレンジキャンプを実施しました。 (参加) 親子(子ども:小学生以下) 9人	8月27日(土) ~28日(日) (1泊2日)
ココロとカラダの健康ツーリズム	① 【済】 宇賀溪・森のオトモダチ 【代表PG】 シズカナオニワ 【関連団体】 森のオトモダチ ゆうき農園	いなべ市	「宇賀溪 大人のキャンプ」-満天の星空のもと「森と対話」する- 素晴らしい宇賀溪の自然のなかで、森の案内人によるワークショップやキャンプ体験を通じて「森との対話」を深めることで、参加者のココロを癒すキャンプを実施しました。 (参加) 大人 8名	10月1日(土) ~2日(日) (1泊2日)
	② 【済】 多気ココロとカラダネットワーク 【代表PG】 多気観光社 【関連団体】 元丈の里 営農組合(PG) 榊川原製茶、榊万協製薬、奥伊勢ツーリスト	多気町	「多気ココロとカラダの健康ウォーキング」 元丈の里で薬膳料理や薬草の足場を体験するなど、多気の地域資源を巡り、体感する健康ウォーキングで、参加者のココロと体を癒しました。 (参加) 大人 25人	11月27日(日) (日帰り)
	③ NPO法人 天満浦百人会 【代表PG】 NPO法人 天満浦百人会 【関連団体】 NPO法人海虹路(PG)・熊野古道語り部友の会(PG)・ おわせふるさとガイドの会(PG登録6月申請中)・ 尾鷲観光物産協会	尾鷲市	「心地いい、気持ちいい、ココロとカラダの健康ツアー」 尾鷲地域の資源である熊野古道でのウォーキング・海洋深層水のお風呂・食(魚など)により健康と癒しを増進します。 (参加予定) 大人 20人	12月10日(土) ~11日(日) (1泊2日)

◆ソーシャルレジャーで三重の自然を守ろうプロジェクト(個別プロジェクト一覧)

自然環境の保全・再生に関する社会貢献活動に、誰もが楽しめるレジャー活動を組み合わせた、ボランティアの新しい形である「ソーシャルレジャー」について、A、B、Cの3つのタイプに分け、パートナーグループと共催で実施しています。

【平成23年11月30日現在】

種類	NO	事業 エリア	団体名 (PG:パートナーグループ)	実施市町	企画概要(「事業名」)	実施(予定) 時期
Aタイプ ※参加者は100人以上 ※情報発信力を有する こと ※市町域を越えて広域的 に連携して実施する 事業 ※ソーシャルレジャーの モデルとなる事業	①	森・里	天然食材を楽しむ会 【代表PG】 天然食材農園二十一世紀 【関連団体】 三重を元気にしよう会(PG)	松阪市 志摩市	「天然食材を楽しむ会」 耕作放棄地を開墾して、自然農法や有機農法で作物をつくる2団体が連携し、『耕作放棄地の 草刈り』と『地元食材による料理』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施し、天然食材のおいし さと価値を多くの人に広めていきます。	9月18日(日)、 12月4日(日)
	②	川	三重ホテルネットワーク準備事務局 【代表PG】 豊田ホテルを育てよう会 【関連団体】 祝詞川ホテル愛好会(PG)	川越町 大紀町 熊野市	「ホテルの川づくりプロジェクト」 ホテルが生息する川づくりに取り組む県内の複数のグループが連携し、『清掃活動』と『地元食 材による料理』などを組み合わせたソーシャルレジャーを実施します。	10月8日(土) 1月下旬(未定)
	③	海	海づくり会議みえ 【代表PG】 四日市ウミガメ保存会 【関連団体】 にじいろ堂(PG)、UMI-RYU(PG)、 海っ子の森サークル(PG)ほか	四日市市 鈴鹿市 松阪市 ほか	「海フェスと海を守る市民みんなのプロジェクト」 県内外の海の環境保全団体が連携し、『清掃活動』と『生物観察会、水産物の料理』などを組み 合わせたソーシャルレジャーを実施し、海の現状理解と広域的な活動への展開をめざしていま す。	8月20日(土)、9月18日(日)、 10月16日(日)、11月27日(日)、 1月1日(日)
	④	熊野古道	日本風景街道「伊勢熊野みち」推進 協議会と古道保全グループ 【代表PG】 交流空間みやま 【関連団体】 熊野川体感塾(PG)、膳 ほか	大紀町 尾鷲市 紀北町 熊野市	「世界遺産熊野古道『伊勢路』の美化活動」 平成16年7月に世界遺産登録された熊野古道「伊勢路」を軸として、『清掃活動、植樹などの景 観保全』と『川舟体験や地元食材の料理』などを組み合わせたソーシャルレジャーを実施し、熊野 古道沿いの地域の活性化をめざしています。	8月28日(日)、10月23日(日)、 11月20日(日)、12月4日(日)、 12月10日(土)、1月21日(土)
Bタイプ ※ソーシャルレジャー のモデルとなる事業 もしくは、可能性があ る事業	① 済	森・里	特定非営利活動法人 地域お助けネット	東員町	「町内の清掃活動・地域住民相互の助け合い事業」 東員町のクリーン作戦委員会等と連携し、『地域の清掃活動』と『子どもたちへのお楽しみ提供』 とを組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	8月21日(日)
	② 済	森・里	「竹の都・明和」農業生産研究会	明和町	「タケカフェ『竹の都』ごみゼロ収穫祭&リサイクルバザー」 『生ゴミ、間伐竹などを堆肥としてリサイクルする活動』と『こんにやくいもの収穫、こんにやくづく り』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	10月8日(土)
	③ 中止	森・里	特定非営利活動法人 TEAM笑美S	志摩市	「海女のおやつ『きんこ』作り応援隊」 里山維持に対する意識と「きんこ」という地域の食文化の周知をめざし、『高齢者農家の収穫の 手伝い』と『里山体験、焼き芋試食』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施します。	中止
	④ 済	森・里	牛草山を守る会	度会町	「牛草山へのリフレッシュ登山」 牛草山を道中散策しながら、『清掃などの景観保全活動』と『地元食材の提供、森林浴による心 身の健康増進』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	10月29日(土)
	⑤ 済	川	NPO法人 ふるさと企画舎	紀北町	「銚子川を日本一の川に！(銚子川清掃作業と遊休地開墾)」 『銚子川の清掃活動や銚子川沿いの遊休地の開墾』と『地域の食材を使った昼食』を組み合わ せたソーシャルレジャーを実施しました。	9月18日(日)、10月23日(日)、 11月27日(日)
	⑥ 済	森・里	ごた一げさん	木曾岬町	「木曾岬どろんこサッカー大会」 日頃、土とふれあう機会が少ない若者をターゲットに、『農地等の環境整備』と『どろんこサッ カー、地元食材の昼食』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	10月30日(日)
	⑦ 済	森・里	桑竹会	桑名市	「第2回 桑西・竹の十三夜」 放置竹林の少ない綺麗な桑名をめざし、『桑名西高校近隣の竹やぶ整備、通学路の清掃』と 『竹灯籠づくり、竹林での演奏会』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	10月15日(土)～10月30日(日) メイン:10月26日(水)
	⑧	森・里	三重西里山を愛する会 しろやま倶楽部	四日市市	「地元小学生との地域の里山整備・保全」 地域の小学校と連携し、『地域の里山における竹の伐採、散策路の清掃』と『里山体験、焼き芋 試食』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施し、地域の里山の整備・保全に貢献していきま す。	12月9日(金)
	⑨ 済	森・里	NPO法人 ういの郷クラブ	明和町	「第1回 新しい竹文化創造フェスティバル」 地域の歴史古道と里山散策路の活用を図るため、『竹林の整備、竹チップづくり』と『地元食材の 昼食、竹筒細工・植木鉢の作成』を組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	10月30日(日)
	⑩ 済	森・里	NPO法人 天満浦百人会	尾鷲市	「朝獲れ魚 食べ放題！おわせクリーンBBQ」 『地域資源である天満荘周辺の環境整備』と『尾鷲漁港の採れたての魚の食べ放題』を組み合 わせたソーシャルレジャーを実施しました。	11月23日(水・祝)
Cタイプ ※ソーシャルレジャー の事業	① 済	川	鳥獣屋(仮称 ホテル川を守る会)	大台町	「ホテル川キャンプ in浦谷川」 別名ホテル川とも呼ばれている浦谷川の景観の保全をめざし、『清掃活動』と『ホテル鑑賞とキャン プ』とを組み合わせたソーシャルレジャーを実施しました。	7月2日(土)～3日(日)

平成23年度 物語おこしプロジェクト「物語おこし」企画提案事業 選定事業一覧(五十音順)

応募団体名	代表グループ	関連団体	事業名	事業概要
安濃津ガイド会 ・ ときめき高虎会	安濃津ガイド会	ときめき高虎会	津を極めるシリーズ 巻の一 「阿漕」を極める	「阿漕の平治」伝説を掘り起こし、阿漕(浦)に関わる名所、旧跡、人物などを情報発信することで、県内外の多くの方に三重県の良い所を知ってもらうことをめざします。
安濃津戦国武将隊	特定非営利活動法人 三重ドリームクラブ	お江を応援する会	「安濃津戦国武将隊」パフォーマンス事業	津市の歴史を掘り起こし、武将隊の結成を通して人と人とのつながりを醸成するとともに、イベントパフォーマンスにより津市の歴史や伝統のある津市の魅力を感じてもらうことをめざします。
ISOMON6 ・ アンチヨビサーデン錦 ・ 戸畔の会	ISOMON6	・アンチヨビサーデン錦 ・戸畔の会	「丹敷戸畔(にしきとべ)の謎」解明プロジェクト	大紀町錦地区に伝わる錦(丹敷)民族の謎物語など今しか残せない土着の歴史、文化を掘り起こし、後世に伝え、子どもたちに「錦」について誇りと愛着をもってもらうことで自立・持続可能な地域づくりをめざします。
八風街道物語協議会	特定非営利活動法人 市民社会研究所	・NPO四日市案内人協会 ・四日市大学ボランティア部 ・四日市市市民センター ・富田・大矢知・田光地区商工会 ・メディアネット四日市	身近な歴史の道「八風街道」物語制作事業	「八風街道」にまつわる歴史・文化・産業・伝承などを縦系に、住民の皆さんの思い出、思いを横系に「一人一人の八風街道」として織物を編むように物語化し、古代から続く歴史街道の伝承と今日に残る遺構を次世代へ繋ぐことめざします。
度会町地域資源を守る会	牛草山を守る会	・度会町内全パートナーグループ (乙女岩を守る会、南中村の名所旧跡を守る会、火打ち石を守る会、五輪堂を守る会、度会町の植物を守る会) ・度会町石造物調査会 ・度会町食生活改善推進協議会	宮川・一之瀬流域「物語おこし」プロジェクト	宮川・一之瀬両河川及びその支流に存在する古来からのさまざまな歴史・名所などの物語を掘り起こし、付加価値を高め、元気な地域づくりをめざします。

57

拡大座談会開催実績（平成23年4月～11月）

	名称	内容	実施日	場所	参加者数	備考
1	銚子川流域拡大座談会 (銚子川を日本一の川にしたい!～きいて、みて、みんなで考えよう～)	・講演「自然環境豊かな水辺づくり」 ・銚子川現地研修 ・座談会	4月22日 (金)	紀北町立海山公民館	67	NPO法人ふるさと企画と共同開催
2	平成23年度第1回桑員地域拡大座談会 (いたみを糧に地域の「新たな未来」の話をしよう!)	・講演「いのちの授業」 ・ワークショップ	4月24日 (日)	木曾岬町役場	43	
3	平成23年度第2回桑員地域拡大座談会 (いたみを糧に地域の「新たな未来」の話をしよう!VOL.2)	・映画「幸せの経済学」 ・ワークショップ	5月22日 (日)	桑名市長島ふれあい学習館(ながしま遊館)	40	
4	四日市地域拡大座談会 (四日市絆づくり交流会)	・地域活動PR交流会 ・ワークショップ ・発表会	5月29日 (日)	三重県四日市庁舎	58	
5	平成23年度第3回桑員地域拡大座談会 (いたみを糧に地域の「新たな未来」の話をしよう!VOL.3)	・講演 ・ワールドカフェ	6月17日 (金)	いなべ市北勢市民会館さくらホール	39	
6	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」拡大座談会 in 朝日 (支え合う地域づくり)	・講演「ご近所付き合いの輪～みんなで創る安心社会」 ・ワールドカフェ	6月25日 (土)	朝日町保健福祉センター	57	朝日町、朝日町社会福祉協議会と共同開催
7	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」拡大座談会 (連続講座「地域力創造と地域おこしのヒント」の二日目に開催)	・講演「『美し国おこし・三重』の取組」 ・ワールドカフェ	8月6日 (土)	三重県勤労者福祉会館	71	総務省・三重県主催
8	平成23年度第4回桑員地域拡大座談会 (いたみを糧に地域の「新たな未来」の話をしよう!VOL.4)	・講演「笑顔の連鎖～笑いから始まるつながりの輪～」 ・活動紹介「ハイタッチ隊」 ・ワールドカフェ	8月27日 (土)	東員町保健福祉センター	86	とういんボランティア市民活動支援センターと共同開催
9	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」拡大座談会 (これからの移動送迎を考えるつどい)	・講演「交通に関する法律などの仕組みとその経営」 ・現状報告 ・分科会	9月11日 (日)	三重県伊賀庁舎	66	いが移動送迎連絡会と共同開催
10	食と農でつながる拡大座談会 in 鈴鹿	・講演「科学・技術と人材育成により地域を活性化する」 ・活動発表 ・ワールドカフェ	9月17日 (土)	三重県鈴鹿庁舎	53	
11	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」尾鷲市・紀北町拡大座談会 紀北会場 (地域資源交流会)	・活動発表 ・ワークショップ ・ワイワイ交流会	10月4日 (火)	ゆうがく邸	31	
12	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」尾鷲市・紀北町拡大座談会 尾鷲会場 (地域資源交流会)	・活動発表 ・ワークショップ ・ワイワイ交流会	10月12日 (水)	天満荘	39	

12 審議会等の審議状況について
(平成23年9月14日～平成23年11月21日)

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成23年11月17日
3 委員	会長 川上 忠臣 委員 滝澤 多佳子 他7名
4 諮問事項	平成24年度の固定資産（土地）に係る基準地価格について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県立ゆめドームうへの指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成23年10月17日（第3回）
3 委員	委員長 橋場俊展 他委員4名
4 諮問事項	伊賀市から提出のあった指定管理者指定申請書にかかる最終審査について
5 調査審議結果	最終審査を行い、伊賀市が指定管理者として選定された
6 備考	